

(仮称) 苓北風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 2 年 12 月

苓北風力合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第 2 章 環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年10月30日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和2年10月30日（金）付 熊本日日新聞

※令和2年11月14日（土）、15日（日）に開催する説明会についての公告を含む

②インターネットによるお知らせ

令和2年10月30日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・熊本県のウェブサイト（別紙2-1参照）

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_20572.html

- ・株式会社レノバ ウェブサイト（別紙2-2参照）

https://www.renovainc.com/assessment/reihoku-amakusa_wind_EIA/

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 4 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 熊本県庁（行政棟本館一階情報プラザ）
（住所：熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1）
- ・ 苓北町役場 水道環境課
（住所：熊本県天草郡苓北町志岐 660）
- ・ 天草市役所 市民環境課
（住所：熊本県天草市東浜町 8-1）
- ・ 天草市役所 天草支所
（住所：熊本県天草市天草町高浜南 488-1）

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 株式会社レノバ ウェブサイト
https://www.renovainc.com/assessment/reihoku-amakusa_wind_EIA/

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 2 年 10 月 30 日（金）から 11 月 30 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内
※令和 2 年 12 月 1 日（火）～12 月 14 日（月）は自主的な対応期間として、法定の縦覧期間以降も図書を公表しました。

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函及び意見の郵送）は 10 件であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1 及び別紙 2-2 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【環境影響評価法の規定に基づく説明会】

- ・開催日：令和 2 年 11 月 14 日（土）
- ・開催場所：下田北地区コミュニティセンター体育館
(熊本県天草市天草町下田北 534-1)
- ・開催時間 13:00～14:30
- ・来場者数：7 名

- ・開催日：令和 2 年 11 月 15 日（日）
- ・開催場所：苓北町コミュニティセンター体育館
(熊本県天草郡苓北町志岐 1230-1)
- ・開催時間：13:00～14:30
- ・来場者数：17 名

【自主的に開催した説明会】

法に定められる説明会に加え、地域の方々を対象とした自主説明会を開催した。

自主説明会の周知については、対象地区においてチラシの全戸配布を行った。

- ・開催日：令和 2 年 11 月 10 日（火）
- ・開催場所：下田北地区コミュニティセンター
(熊本県天草市天草町下田北 534-1)
- ・開催時間：19:30～21:00
- ・来場者数：14 名

- ・開催日：令和 2 年 11 月 10 日（火）
- ・開催場所：福連木地区コミュニティセンター
(熊本県天草市天草町福連木 3645-2)
- ・開催時間：19:30～21:00
- ・来場者数：6 名

- ・開催日：令和2年11月11日（水）
- ・開催場所：都呂々一区集会所
（熊本県天草郡苓北町都呂々1850-2）
- ・開催時間：19:00～20:30
- ・来場者数：22名

- ・開催日：令和2年11月12日（木）
- ・開催場所：苓北町都呂々公民館
（熊本県天草郡苓北町都呂々114）
- ・開催時間：19:00～20:30
- ・来場者数：20名

- ・開催日：令和2年11月13日（金）
- ・開催場所：苓北町都呂々公民館
（熊本県天草郡苓北町都呂々114）
- ・開催時間：19:00～20:30
- ・来場者数：27名

- ・開催日：令和2年11月14日（土）
- ・開催場所：都呂々四区集会所（木場集会所）
（熊本県天草郡苓北町都呂々5153-2）
- ・開催時間：19:00～20:30
- ・来場者数：20名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 2 年 10 月 30 日（金）から令和 2 年 12 月 14 日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙 3 参照）
- ②株式会社レノバへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

10 名の方から合計で 27 件の意見が提出された。

【内訳】

- ・環境の保全の見地からの意見：26 件
- ・その他の意見：1 件

第2章 環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づく、準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びその他の意見、これに対する事業者の見解は次のとおりである。

**表1 環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解
(環境の保全の見地からの意見)**

意見書番号 (意見者所属)	意見 番号	意見	事業者の見解
1 (苓北町在住 A 氏)	1	風車を観光利用するための整備を行ってほしい。天竺からであれば風車を良くながめることができるので風車を紹介する案内板を設置したり展望台を整備するなど、人を呼んだりいいこの場として活用できる場を作ってほしい。	本事業の観光への活用に関するご期待のご意見ありがとうございます。 風車の観光利用に関するご意見については、天竺以外の場所についてもご要望をいただいています。本事業の風車については、環境融和色への塗装など景観への配慮を計画しており、観光利用に関する整備については、このような景観への配慮検討と合わせて、今後地元行政と協議を行い検討したいと思います。なお、苓北町は「電気のふるさと」としてのまちづくりを推進していることから、風車を景観資源として活用し、地元の方々や遠方からの来訪者に対する「電気のふるさと」としてのまちづくりのアピールなどに貢献できるよう協力したいと考えます。
2 (苓北町在住 B 氏)	2	風車完成後、新しく作られた管理用の道路を林業に利用させてもらいたい。現状では伐採木の搬出ができないので、道路を利用できれば間伐などの作業を今以上に効率良くできるようになる。そのため、山の状態を良くするのにも役立つと思う。	本事業の林業への活用に関するご期待のご意見ありがとうございます。 今後、地元行政と相談しながら検討していきたいと思います。本事業地の一部の尾根については、アクセス道路がないため木材の搬出ができず、現状では切捨て間伐になっているとお聞きしています。また、本事業に関して森林組合様などから県へ要望書が提出されており、本事業の道路等整備による林業振興への寄与をご期待されているとお聞きしております。 林業振興は地元産業の活性化につながるものであり、また、適切な森林管理により、健全な森林環境の維持・創出、防災等に寄与するものと考えますので、可能な限り利用できるよう検討を進めたいと思います。
3 (苓北町在住 C 氏)	3	(環境教育への利用) 地域の子供たちの環境教育に風車を活用できないか。西原村の「風の子塾」のような環境教育活動を町や事業者が協力してできれば良いと思う。	本事業の環境教育への活用に関するご期待のご意見ありがとうございます。 地域の方々や学校等のご要望も踏まえながら、地元行政と相談して実施できるよう検討していきたいと思います。苓北町においても再生可能エネルギーの推進に取り組んでいることから、町と連携した地球温暖化防止や脱炭素社会実現等に関する環境教育など、検討を進めたいと思います。
4 (天草市在住 D 氏)	4	風車騒音の特徴として、振幅変調音や純音性の音が発生し、より耳につきやすく、わずらわしさに繋がる場合があるとのことだが、下田北地区は夜間になると内陸から海に向かって吹く風が多くなるため、より騒音として感じるのではないかと心配する。 市民から騒音の訴えがあった場合は、具体的にどのような調査を行い、どのような対応を行うのか。	環境影響評価に使用した騒音の予測式 (ISO 9613-2) は音が伝搬しやすい順風条件を想定しており、全方位に対して風下の状況を想定した安全側の予測結果となっています。予測結果は、国の指針値である「残留騒音+5dB (または残留騒音レベルに応じた下限値)」を満たしています。 稼働後の音に関するご意見については、現地事務所にご連絡いただきたく考えております。その後、弊社で現地を確認の上、風車が原因で騒音影響が生じている可能性があれば調査により原因究明を行ったうえで、必要に応じ対策

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

			検討したいと考えております。
	5	環境影響評価の項目すべてが基準値等を下回り、何ら問題はないと説明しているような印象を受けたが、本当に人体への影響はないのか。	例えば、ご意見をいただいた音に関して、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（環境省、平成 29 年）」によると、研究結果を踏まえ、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられること、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できないことが報告されています。 環境省の指針は風車に特有の音による「わずらわしさ」を考慮して設定されたものであり、この指針値を満たすことで、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えております。 車両の走行による大気質及び騒音の環境基準等の他の項目についても同様であり、生活環境への影響を考慮した数値が基準として設定されていますので、これを満たすことで人の健康に直接的な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。
	6	風力発電の建設は、地元で生活する者にとっては、健康被害を心配するだけで、メリットはあるのか。	計画地の周囲の林道の整備や、交互通行ができるようなスペースの確保による交通の利便性向上、林業の活性化とそれによる山の管理の推進などにより、地域に貢献できると考えております。
5 (天草市在住 E 氏)	7	2020 年 11 月 10 日に説明会がありました風力発電の件で、私が質問したことに対しいつ返事をいただけますでしょうか。 それと、あなた様から頂いた書類を頂きましたなかにツルの飛来の図がありましたが誰が調べたか知らないが、あれは絶対に嘘。 私は、何十年もツルが来る時、帰る時、畑及び海の上から眺めています。 頭の上を V 字型に声を出しながら飛行しています。貴方の説明ルートとは違います。 コロナで説明会を開催されてもなかなか人が集まらないし、おちついてから説明会を開催して欲しい。 とにかく、人体への影響あるかないか、それが一番。	説明会にご参加いただきましてありがとうございます。当日にいただいたご質問に対する回答を含め、環境影響評価に関する意見については、正式にご提出いただいた意見書への回答（本書）をもって代えさせていただきます。今後、環境影響評価法に基づく説明会だけでなく、地元の皆様には説明会等の形で、事業の進捗等を説明させていただく場を設ける予定ですので、その際に事業に対するご意見や質問をお伺いします。 現地調査については、方法書の審査を踏まえた調査手法、調査期間で実施しており、特に渡り鳥については春季、秋季ともに 2 週間以上の調査を実施しており、その結果を準備書に掲載しております。 説明会については、法定の説明会と自主説明会を合わせて 8 回開催し、133 名にご参加頂いており、周囲にお住いの皆様に多数ご参加いただいたと考えております。今後、区長様や自治体からのご要望があれば、必要に応じて開催を検討したいと思います。 また、環境影響評価においては生活環境への影響を考慮した数値基準との比較を行っており、これを満たすことで人の健康に直接的な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。
6 (天草市在住 F 氏)	8	苓北町と天草町の町境（南側の 3 基のたつ尾根の下はほとんど天草町）であるにもかかわらず、天草町側では事業や説明会そのものの周知徹底がなされていないことに大きな疑問を抱いています。 開催が知られないままに行われる説明会って、意味をなしていないのではないですか？参加者を増やす努力がなさぬままの説明会で「開催したという既成事実をつくった」と思われて終わるのは双方のためによくありません。多方面で影響が及ぶ可能性のある住民たちにくまなく情報を届け、対話の機会をもって初めて、説明会の意義をなします。この段階で終了とするのではなく、もう一度、しつ	説明会については法に従った周知及び開催を行っております。 周知については、法に従った周知に加え、苓北町都呂々地区と旧天草町福連木地区及び下田北地区については説明会開催等の告知のチラシを全戸配布しております。 説明会の開催については、令和 2 年 11 月に苓北町と天草市において法定の説明会を開催しました。これに加え、自主的な説明会として令和 2 年 11 月に苓北町都呂々地区と旧天草町福連木地区および下田北地区において合計 6 回の説明会を開催しています。法定の説明会と合わせて合計 8 回の説明会を開催し、133 名にご参加いただきました。そのため、地域の皆様

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	かりとした説明会を行ってください。	に多数ご参加いただいたと考えております。
9	コロナ禍においては集うリスクもいわれていますが、今はオンラインで双方向のやりとりができる時代です。むしろ、コロナをきっかけに働き方を見直すなかで、都市部から該当地域へUIターンを考えたり、多拠点生活での関わりを検討する人も出てきています。そうした状況の中で、「知らぬ間に進んでしまうこと」に対するさまざまな意見が出てきてもおかしくありません。3つの尾根にたくさんの風車をつくるためには、かなりの面積の森林が失われます。これから何十年にも渡って稼働し続けるであろう風車によって、さまざまなリスクが考えられます。 「生活環境」「仕事環境（農林水産業、観光業ほか）」「地球環境」などに決して小さくない影響を及ぼす事業となるのですから、苓北町の住民説明会だけでなく「関係者」にたくさん検討と対話の機会を届ける機会をつくってください。集うリスクを減らし、事業体の皆さんの移動コストや会場運営費もかからないオンライン説明会であれば、比較的容易にできるのではないですか？できないのであればその理由と、オンライン説明会に変わる機会の創出を模索してください。	弊社の事業に伴う樹林環境の改変面積は約30haですが、環境影響評価における調査範囲（対象事業実施区域及びその周囲の300mの範囲）にはその森林環境が約850ha存在し、さらに調査範囲外にも森林は多く存在します。 環境影響評価の結果は、国及び県の専門家により環境保全の配慮がなされているか審査を受けることとなります。また、林地開発許可制度の中で土砂の流出等の災害の防止の観点から計画の立案が求められます。このように、事業の計画段階において環境保全、災害防止等の観点から客観的な審査を受けた結果、事業が実施できます。従って、開発事業に関する様々な許認可制度等を通して、ご指摘の風車による様々なリスクの低減が担保され则认为しております。 説明会については合計8回開催し、133名にご参加頂いており、周囲にお住いの皆様に多数ご参加いただいたと考えております。 ご提案頂いたオンライン説明会の利便性も認識しておりますが、画面越しのやり取りになることや、事業地周辺の地域の方々が高齢の方が多く、オンライン説明会への参加が難しいこと、通信環境や機器のトラブル等により適切に説明等が行えない可能性というデメリットも想定されます。弊社としては、直接会場で皆様にご説明し、地域の皆様から忌憚のないご意見を頂戴することが合意形成及び信頼関係の構築のうえで重要と考えております。 今回の説明会については、自治体とも相談の上、会場での開催としました。
10	水質調査について。「都呂々川下流」の水質測定結果はありますが、各地区の農業用水などにも用いられている川や沢の水についての調査が不十分です。その影響は苓北町だけでなく、地続きで隣接する天草町の下田北集落や福連木集落にも及びます。「水量」「水脈」も影響評価項目の選定に含めるべきではないでしょうか。河川水を利用できない中山間地の田畑は湧水や伏流水の沢水を利用しています。水脈変化に伴う枯渇や水質悪化を生じる可能性は本当に「ない」と言い切れますか？	水質の調査地点については、改変区域からの濁水の影響を考慮する目的で、各調査地点の集水域が改変区域を包含するよう、複数地点設けております。濁水は各所に設置する沈砂池から排水されることとなり、その排水方向は全て苓北町方向で計画しています。 水量・水脈については環境影響評価において参考項目とはなっておらず選定しておりません。また、尾根上での事業であることから、水源となるような大量の地下水が存在しそれを遮断するなどの影響発生は想定していません。ボーリングによる地盤の調査を行います。仮に地下水が存在する層が確認された場合には地下水の流れを確保するような一般的な工法を採用することで、地下水の流れに影響が及ばないよう対策することが可能です。 人工物の設置を伴う改変は尾根上の限定的な範囲であること及び上記より、湧水や伏流水の水源を遮断する等の重大な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。
11	「海域の水質」として「対象事業実施区域及びその周囲における海域の水域の状況について、測定地点は図3.1-11のとおりである」の「図3.1-11」を見つけないことができませんでした。本当に十分な地点数および内容の調査がなされているのでしょうか？天草灘および東シナ海へつづく海域ですので、影響はこの一帯の漁業者に止まらないはずです。	ご指摘の図については、文章の5ページ後（p66）に掲載しており、これは熊本県が公表する既存資料（公共用水域調査）の結果を示しています。 本事業の環境影響評価においては、改変区域からの濁水の影響を把握する目的で、対象事業実施区域の周囲の河川水質調査を独自に行い、その結果を準備書（第10章）に掲載しました。調査地点の集水域が改変区域を全て包含するよう、複数の河川で地点を設けておりますので、十分な地点を設定できていると考えております。 また、河川に到達する段階で工事による濁水

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

			対策を講じることが基本であり、沈砂池やふとんかごなどの濁水対策が効果的に機能する限りは、弊社の工事の実施による追加の濁りの影響が海域に及ぶことは想定されません。
	12	水底の底質の状況について。「熊本県の河川 6 地点、海域 19 地点において調査が実施されているが、対象事業実施区域及びその周囲において調査は行われていない」ということのみが記されています。独自の調査はしないまま進むのですか？ 森林がなくなり、腐食土層が消失することで、無機土も流出します。この土砂が雨によって川や海へ流れ込み、海底に堆積すると底生生物は死んでしまいます。天草灘ですでに磯焼けの問題は顕著です。産卵場所や成育場所となる藻場がこれ以上失われてしまえば、もうこの海域に魚は戻ってきません。この地域で数少ない産業のひとつである水産漁業が成り立たなくなれば、ますます過疎化が進み、担い手はいなくなります。目先の 5 年 10 年だけでなく、数十年にわたって「本当に悪い影響はない」と言い切れるだけの現状調査と未来の可能性の分析をし、納得のいく説明をしてください。	発電所アセス省令において、水域の底質に関する調査範囲は「しゅんせつを行う区域」であるとされています。しかし、本事業では河川等、水域の直接改変が無い場合、ご指摘の水底の底質については環境影響評価の対象として選定しておりません。項目の選定については、方法書の審査を受けて妥当性が確認されています。 なお、改変区域については土砂流出を防止するため、転圧や緑化による法面保護等の処理を行います。
	13	地球全体の環境問題を考えると、再生可能エネルギーの推進を行うことは急務であることはわかっていますが、風力発電が本当に再生可能エネルギーであるのかどうかの確信が持てません。山の尾根とそこに至るまでの道のりを大きくきりひらくことで、伐採された周囲の林床も含めた森林の変化があります。土の保水力が失われ、水脈への影響や、あるいは土砂災害のリスクも高まります。燃料費がかからない反面、設備投資やメンテナンス費用はそれなりの額となると聞きます。また、風力発電の耐久年数は一般的に 20 年と聞きますが、20 年後、そのブレードが処分の難しい巨大な廃棄物となっていないでしょうか。もしそうであれば、問題を先送りにしさらに大きくしているだけではないですか？これを持続可能な開発とっていいものかどうか疑問です。長い目で見て、この地域や日本、世界全体の自然環境のことを考えた取り組みであるという裏付けがあるのであれば、お示しください。ないのであれば、しつかりと再考してください。	本事業の対象事業実施区域は約 300ha であり、このうち風力発電所開発に伴う森林伐採は尾根上の 30ha 程度の限定的な範囲です。文献（風力発電所設置に伴う森林伐採が CO2 削減効果に与える影響（初期検討）（風力エネルギー利用シンポジウム 2009 31））においては、風力発電所設置に伴う森林伐採による CO2 吸収量の減少は、風力発電所による CO2 削減量に比べて非常に小さいとされており、森林伐採による CO2 削減量の減少は 1%未満とされています。以上から、弊社としては風力発電所は地球温暖化対策へ寄与するものと考えております。 一方で、ご指摘のような災害対策、環境保全については十分検討が必要と考えており、災害対策及び環境影響対策については、地質の専門家の助言を仰ぎながら検討を進めて参りました。廃棄物についても、適切に対応して参ります。
7 (熊本市在住 G 氏)	14	九州を含む西日本は外来種のチョウセンイタチが在来種のニホンイタチを駆逐している状況にある中で、天草地域はニホンイタチの割合が高い地域である。そのことについて触れていない。また、調査で把握されたイタチ属について、いずれの種であるかを正確に判別する DNA 判定が必要であるが、それが実施されていない。その判別を実施すべきであり、その結果によっては保全策の判断を変更する必要がある。	環境影響評価では重要な種として選定された種を対象に予測評価を実施しており、イタチ科の一種についてはニホンイタチである可能性も含まれていることから、予測評価結果を記載しております。確認された種がチョウセンイタチであった場合は重要な種として選定されていないことから、環境影響評価では予測評価の対象外となります。
	15	コウモリ調査の結果表示に不備がある。 SM4 による推定種が示されているが、解析画像が示されていないので、種の判別基準がわからない。既存の文献に示されているソナグラムと比較すべき。また、SM4 の故障等による欠測期間が結構長く、134 日中の 40 日ほどあり不十分ではないか。	ソナグラムについては既存文献「コウモリ識別ハンドブック」（コウモリの会、平成 23 年）を参考にしておりますが、ソナグラムでは種の同定が困難なものもあることから、有識者の意見を踏まえ、周波数帯での区分としております。解析画像については評価書において掲載を検討いたします。また、調査期間については欠測期間があったものの、各周波数帯における飛

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

			翔高度の傾向の把握はできております。
	16	コウモリ類の影響予測について、「移動経路の遮また、断・障害が起こる可能性がある」としながら、影響が小さくものと推定している根拠が曖昧である。具体的な根拠を示す必要がある。また、「ブレードへの接触の可能性はある」としながら、その後に「不確実性がある」という文言を載せているが、「不確実なので影響が小さい」という印象を与えており、不誠実ではないか。	移動経路の遮断・障害については、改変は風力発電機ヤード部及び搬入路に限定されること、移動経路を障害するような面的な構造物を設置するものではなく、風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、影響は小さいものと予測しております。また、ブレード等への接触に係る予測については、種によっては特定の時期及び時間帯において、ブレード等への接触の可能性があると予測しておりますが、不確実性を伴っていると考えられるため、バットストライクの影響を確認するための事後調査を実施することと記載しております。
	17	バットストライクを防ぐ方法として高めのカットイン風速設定があるが、それについて述べていない。風速とコウモリ類の確認状況の関連性が示されているので、それを元にバットストライクを低減させるカットイン風速を推定する必要がある。	音声モニタリング調査の結果では、高度 50m では風速 3～4m/s 時、高度 20m では風速 2～3m/s 時の確認数が最も多かったものの、移動経路を障害するような面的な構造物を設置するものではなく、風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、影響は小さいものと予測しております。コウモリ類のブレード等への接触に係る予測には不確実性を伴うことからバットストライクの事後調査を実施いたします。その結果を踏まえて影響が明らかとなった際には、有識者の意見も踏まえて環境保全措置を検討いたします。
8 (熊本県団体 A)	18	重要な両生類への影響予測（ニホンヒキガエル）について、幼生が 100 個体確認されている水場に関する影響予測が見当たりません。樹林地の林道沿いという記述がありますが、繁殖場が林道沿いならば進入道路の拡幅工事でこの繁殖場は容易に消失すると思われます。両生類への影響で最も深刻なのは繁殖場の消失です。そして山間部において繁殖できるような止水域は非常に少ないことも考え合わせると、繁殖できる止水域の代替が必要と思われます。検討されることを願います。	尾根間の谷部や尾根周辺の水田地帯には両生類の繁殖場となり得る箇所が残存いたしますが、ご意見を踏まえて、評価書においては極力改変区域の縮小を検討いたします。
	19	環境保全措置の検討にコウモリ類の衝突に関する記述がないのが問題と思われます。コウモリ目 A についてオヒキコウモリ、コウモリ目 B でヒナコウモリ等の可能性があげられ、ブレード等への接触の可能性が予測されているのに、環境保全措置の検討結果にあげられていません。ヒナコウモリは冬季と夏季でねぐら場所を大きく移動することが知られていますが、今回の地域からそう遠くない場所にヒナコウモリの繁殖コロニーが最近確認されたため、一斉に移動する際にブレード等への接触が懸念されます。今回は風速とコウモリ類の確認状況との関係が解析されていますので、この結果からカットイン風速の値を上げる、フェザリングを行うなどの環境保全措置を検討していただきたい。また、今回の調査期間は 6 月 20 日～11 月 1 日になっており春に繁殖場所に移動してくる時期が抜けているので、春から夏にかけての期間の追加調査をぜひ実施していただきたい。さらにデータ欠測の 8 月中旬から 9 月上旬の調査もあわせて実施していただきたい。	コウモリ類の衝突については、移動経路を障害するような面的な構造物を設置するものではなく、風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、影響は小さいものと予測しているものの、予測には不確実性を伴うことからバットストライクの事後調査を実施いたします。その結果を踏まえて影響が明らかとなった際には、有識者の意見も踏まえて環境保全措置を検討いたします。また、調査期間については欠測期間があったものの、各周波数帯における飛翔高度の傾向の把握はできております。
9 (熊本県・東京都団体 B)	20	(1) アセス図書の縦覧方法について 貴社によるアセス図書の公開方法が不十分なため、地域の利害関係者に周知されていないことから、地域住民等が事業内容を十分に把握できず、事業実施後に地域で混乱が生じる可能性がある。	①周知方法について これまでも地区長様をはじめ、地域にお住いの皆様には随時事業の進捗を説明しています。縦覧の周知については法に従って行っています。地域にお住まいの皆様には、地元行政や地区長様と相談の上、チラシの全戸配布による

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	①周知方法の問題点 環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社および熊本県のホームページや環境影響評価情報支援ネットワークに限らず、地域での回覧やポスター掲示、チラシ配布、その他の関係機関のHP上での掲載など、より多くの人に周知するよう最大限の努力をすべきである。 ②閲覧方法の問題点 アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1～1.5か月と短く、また、縦覧場所も限られており、インターネット上で閲覧できることは便利であるが、印刷ができないことは不便である。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的ではない。縦覧期間が過ぎてしまうと作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認することもできない。アセス図書の内容が、実際の対象事業実施区域（以下、計画地という）の状況と齟齬がないかを地域住民等が精査できることが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。例えば、北海道の幌延風力発電事業更新計画環境影響評価方法書では配慮書や方法書などの図書がインターネット上で常時閲覧可能となっていた。地域住民との合意形成を図るには、アセス手続きにおける透明性と公平性の確保が不可欠なため、これら他の事業者の取り組みを貴社も参考にすべきである。すぐにはアセス図書を常時公開することは難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。	説明会の周知を行い、説明会の場において縦覧についてご案内しています。また、説明会に関しては、令和2年11月に苓北町と天草市において法定の説明会を開催しました。これに加え、自主的な説明会として令和2年11月に苓北町都呂々地区と旧天草町福連木地区および下田北地区において合計6回の実験会を開催しています。法定の説明会と合わせて合計8回の実験会を開催し、133名にご参加いただきました。 ②閲覧方法について 閲覧方法及び閲覧期間については法に従って設定しており、このうち縦覧期間については法により1ヶ月間と定められていますが、これを延長して1.5ヶ月間の縦覧期間としました。
21	(2)計画地周辺の自然環境および鳥類全般について 計画地およびその周辺は熊本県内でも数少ないサシバを頂点とする生態系ピラミッドが維持されており、また、谷川沿いに水田があり、は虫類や両生類が豊富に生息しているなど、日本では今もっとも大切にしていかなければならない里山環境が残る重要な地域である。 そのことは、貴社が4月から8月にかけて毎月3日間ずつ行った希少猛禽類調査の結果（表10.1.4-19および表10.1.4.20）でサシバが調査地点（St.）4・5・9などを中心に197回と非常に多く観察されていることから明らかである。サシバは環境省による生物多様性保全上重要な里地里山の選定基準にもなっていることから、営巣位置や繁殖成績など繁殖実態を明らかにすべきである。また、環境省による「サシバの保護の進め方」に沿った対応を検討すべきである。 また、会員等による普段の観察結果から、計画地はハチクマやハヤブサなどの繁殖期における行動圏となっている可能性があるが、風力発電施設（以下、風車という）の建設に係る資機材等の搬入搬出路の設置や拡幅工事	サシバについては、生息地保全の観点から、公開版準備書においては営巣位置等を示しておりません。一方で、非公開版準備書においては営巣地等の詳細を示しており、これにより審査会等で適切に審査されるものと考えております。サシバの確認状況については繁殖に係る行動から営巣地を特定することが出来たことから多くの飛翔行動を確認でき、営巣地も複数確認しております。環境保全措置については「サシバ保護の進め方」も参考にした内容を準備書に掲載しております。 また、現地調査については方法書における審査等を踏まえた調査手法、調査期間で実施しており、特に渡り鳥については春季、秋季ともに2週間以上の調査を実施しております。 調査結果については、専門家より「猛禽類や渡り鳥の他に普通種（小型種）についても定量的にまとめられており、調査期間も1年間の調査として十分に実施していることから、調査については綿密に行われていると思う。」とのコメントもいただいております。対象事業実施区域周辺の鳥類相について把握できているものと考えます。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

		により、計画地およびその周辺にあるそれらが暮らす豊かな自然環境に重大な負荷をかける恐れがある。 天草西海岸と呼ばれる天草下島の西海岸域一帯は、多くの鳥類にとって日本でも非常に重要な渡りおよび移動経路となっている。 それらのことから、計画地で風車の建設を検討するのであれば、さらに詳細に鳥類等の自然環境の状況を把握したうえで影響を再度評価し、その結果を公表する必要がある。	
22	(3) センサス調査の結果について 現地調査のうち任意観察調査を主にポイントセンサス法とラインセンサス法で行っているが、その調査時期が4月、5月、10月、1月となっている。しかし、これでは現地の鳥類の状況を把握するには時期が誤っており、また、不十分である。特に5月のみを鳥類の繁殖期としている点は問題である。鳥類の一般的な生態を知っていれば、当然、6月および7月も繁殖期として調査を実施するはずであることから、貴社による鳥類調査では繁殖期のデータが不十分であり、影響評価において誤った結果を導出することは必至である。特に鳥類では繁殖期の生息状況を知ることが影響を評価するうえで重要であり、計画地においては熊本県で絶滅危惧Ⅱ類に指定されるサンコウチョウなど希少な鳥が多く生息している可能性があることから、貴社が計画地で風車の建設を検討するのであれば、繁殖期における鳥類の生息状況を再度、詳細に把握したうえで影響を評価し直し、その結果を公表する必要がある。	現地調査については方法書における審査等を踏まえた調査手法、調査期間で実施いたしました。繁殖期を5月とした根拠は、繁殖期前半の方が後期に比べ囀り等、鳴き声等での確認がしやすく、種相把握が容易だと考えたためです。現地調査結果ではホトトギス、アカショウビン、サンコウチョウ、キビタキ、オオルリ等、代表的な夏鳥が確認されております。 また、渡り鳥調査及び希少猛禽類調査は2月～11月に毎月実施しており、その中で確認された一般鳥類も確認種一覧として記録しているため、年間の鳥類相としては把握できていると考えます。6月及び7月においても一般鳥類の記録を行っていることから、繁殖期における鳥類相は把握できているものと考えております。 なお、専門家より「猛禽類や渡り鳥の他に普通種(小型種)についても定量的にまとめられており、調査期間も1年間の調査として十分に実施していることから、調査については綿密に行われていると思う。」とのコメントをいただいております。調査期間及び調査内容は十分であるとと考えております。	
23	(4) 各環境類型における調査時期ごとの平均個体数密度について 632～637頁にある各環境類型における調査時期ごとの平均個体数密度について、針葉樹林より環境が多様な広葉樹林の方が鳥類の種数が多く、また、夏鳥より冬鳥の方が種数の多いことは、鳥類の生態において一般的に知られていることである。しかし、貴社による調査結果では、少ない調査回数においてはラインセンサス法よりも詳細に鳥類相を把握できるとされているポイントセンサス法において、針葉樹林と広葉樹林の間で確認種数に差がなく、また、繁殖期と冬季でも差がなかったとしている。そのことから考えると、貴社が設定した調査ポイントおよびルートが悪く、適切に現地の鳥類の状況を把握できなかったものとする。そのため、調査ルートやポイントの設定方法を見直したうえで鳥類の生息状況を再度把握しなければ、環境類型による鳥類の個体数密度の違いを比較することはできない。	ポイントセンサス法による調査結果では、針葉樹林よりも広葉樹林で確認数が多く、夏鳥より冬鳥の方が種数は多い傾向が見られました。 なお、現地の針葉樹林(スギ・ヒノキ植林)は、林床の下草や低木が藪にならない程度で、適度に多く茂っており、ポイントセンサスを実施した地点も同様の環境でした。針葉樹林と広葉樹林で種数に大きな差が見られなかった理由の一つとして、当地における針葉樹林の林床は、下草や低木が適度に茂っていたため、餌となる昆虫・クモ類等も集まりやすく、それらを餌とする鳥類も多く出現する傾向にあったのではないかと推測しております。 また、調査地点及び調査内容については方法書における審査等を踏まえて実施しました。ラインセンサスにおいては1ラインあたりの距離も長く、回数も1ライン3回実施しており、ポイントセンサスは各地点の代表的な環境をおさえております。任意踏査ルートにおいても、調査範囲を概ね網羅していることから、現地の鳥類相把握には、十分な調査手法であったと考えております。	
24	(5) 鳥類の渡り時の移動経路調査について ① 猛禽類および一般鳥類の渡りについて 表10.1.4.22(1)によると、猛禽類および一般鳥類向けの渡り時の移動経路調査が5月、9月、10月に各3日間ずつ実施されている。その結果、アカハラダカはSt.1、4、5、9で確認されたことから、移動経路の幅が広いことが分かった。一方、当会会員らの観察では、その時の風向き等の影響により移動経路が東西にずれること、特に秋の渡りでは夕刻、苓北方面の林に猛禽類等が降りていると	① 調査期間としては、猛禽類及び一般鳥類の渡り調査に加え、ツル類の渡り調査として春季及び秋季に2週間以上の期間で調査を実施しており、ツル類の渡り調査の際に確認された猛禽類及び一般鳥類の渡りについても記録を行い、p729及びp733のとおり、猛禽類の渡り経路についても掲載しております。上記のとおり、長期間に設定したツル類の渡り調査時においても猛禽類及び一般鳥類の渡りの状況を確認していることから、対象事業実施区域周辺の	

(表は前のページの続き)

	いう記録がある。また、計画地では貴社の準備書で言うところの高度 M など飛行高度が風車のブレードの高さと重なる可能性も大きく、バードストライクが発生するリスクが高い。このように、猛禽類および一般鳥類の渡り時の移動経路は計画地上にあり、また、貴社の調査結果よりも経路の幅が広いと予想されることから、さらに詳細な鳥類の渡り時の移動経路調査を再度実施したうえで、影響を評価する必要がある。 ②ツル類の渡りについて 表 10. 14-82(2)の渡り鳥(ナベヅル・ツル属の不明種)の影響予測について、「風力発電機周辺は迂回可能な空間が確保されていることから、ブレード等への接触による影響は小さいものと予測する」としているが、ツル類などの大型鳥類は、渡り時において、天候がよく視界が良い日には、風車から数 km 手前からでも風車を避けて飛ぶなど障壁影響が生じること、そして、それによる移動経路の変更や消滅が起きることが国内外の事例により知られている。また、ツル類は空中での飛行操作性が低い、視界不良な気象状況下では、飛行高度が下がり、風車のブレードを発見してもすぐに回避することができないため、移動経路上に風車を建設すると、バードストライクが発生する可能性が高い。 これらのことから、貴社はツル類の移動経路上に風車を建設すべきではない。なお、特に秋の渡り時には夜間でもツル類が渡っていることが知られているため、貴社がさらにツル類の渡り時の移動経路について調査するのであれば、夜間調査を追加して実施すべきである。 なお、出水に飛来するツルは「鹿児島県のツルおよびその渡来地」として国の特別天然記念物に指定されており、本事業実施区域周辺を利用した群れは、これらのツルの一部であると考えられることから、準備書には具体的な保全対策や事故が起きた場合の対応策等を明記しておく必要がある。 ③レーダー調査の結果について 資料編の 2. レーダー調査に係る調査方法及び結果に記載されている内容について、貴社はレーダー調査により夜間でも鳥類の飛行軌跡が生じることを確認されているが、目視による種の確認ができないことから、準備書では夜間のレーダー調査の結果について記載事実を掲載しているだけで、種ごと等に影響を評価していない。しかしながら、先述のように計画地周辺では夜間でもツル類が渡っていることが知られているため、出水市におけるツル類の渡来情報も鑑みながら、夜間に移動する鳥類をツル類として渡り経路に対する影響を評価しなおすべきである。	渡り経路については把握できているものと考えております。 また、バードストライクの影響については事後調査を実施し、その結果を踏まえて影響が明らかとなった際には、専門家の意見も踏まえて環境保全措置を検討いたします。 ②現地調査の結果、春季の渡りについては海上での飛翔のみの確認であり、秋季については、尾根上を飛翔する個体は確認されなかったため、風力発電機設置予定地上空のツル類の飛翔は確認されていないことから、影響は小さいと考えております。 障壁影響については、「公益財団法人日本野鳥の会 自然保護室,2015,風力発電が鳥類に与える影響の国内事例 Strix Vol. 31, pp. 3-30, 2015」によると、実際に渡り時に鳥類が利用する体内エネルギーの消費量を計算した結果、迂回により余計に必要なエネルギーは小さいという研究もあると記載されています。また、渡り時期については、鳥類の渡り経路上にたくさんの風力発電施設が建ち、それらを順々に迂回していくことで、やがてその迂回距離が膨大になるという累積的影響が生じる場合には、深刻な問題となることが指摘されていると記載されていますが、本事業地周辺には多数の風車が存在しないことから、影響は小さいと考えております。 また、秋季については、レーダー調査により夜間の飛翔軌跡について把握しております。 なお、バードストライクについては事後調査を実施し、その結果を踏まえて影響が明らかとなった際には、専門家の意見も踏まえて環境保全措置を検討いたします。また、評価書においてはバードストライクが発生した際の具体的な保全措置を検討します。 ③レーダー調査では明確に種を特定することが難しく、ツル類の渡りに該当すると考えられる条件に基づいて飛翔軌跡を抽出しても、確実なツルの飛翔軌跡とは断言できず、過小評価又は過大評価になる恐れがあることから、あくまで参考資料としてレーダー調査で確認された飛翔結果を示しました。調査期間においては、出水市におけるツルの渡来及び北帰の情報も鑑みながら、実施しております。なお、評価書においては夜間に確認されたデータよりツル類の可能性のあるデータを抽出して評価書にて示すことを検討いたします。
25	(6) 高度区分別の確認状況について 表 10. 1. 4-20 では希少猛禽類について高度区分別の確認状況がまとめられている。その中で、計画地内での確認回数が少ないものも含まれるが、ミサゴ、ハチクマ、サシバ、ノスリ、ハヤブサは高度 M を飛翔する確率が 50% 以上と高く、いずれも猛禽類で生じやすいバードストライクまたは障壁影響が発生する可	対象事業実施区域内を高度 M で飛翔した種については、準備書 p782～p805、p809～p812 のとおり、年間予測衝突数を算出しております。年間予測衝突数が最も高かったサシバについても、各風力発電機設置予定位置における年間予測衝突数は、環境省モデルでは 0. 0001～0. 0079 個体/年、由井モデルでは 0. 002～0. 0245 個体/年であり、特定の風力発電機設置

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

		性能がきわめて高い。そのため、希少猛禽類の保全の観点から、これらの種が多く飛翔する場所では、風車の建設を避けるべきである。	予定位置の上空を多く飛翔することはありませんでした。 しかしながら予測には不確実性を伴っているため、バードストライクについては事後調査を実施し、その結果を踏まえて影響が明らかとなった際には、専門家の意見も踏まえて環境保全措置を検討いたします。
26	(7) 事後調査および環境保全措置について 貴社は、発電所アセス省令第 31 条第 1 項の規定によらずとも、下記に提案する事後調査を実施し、および影響が生じた場合には順応的管理の手法等に頼らず、下記の環境保全措置を講ずるべきである。 ① 死骸探索調査について 貴社は準備書の 10.3 事後調査のうち「(3) 動物」において「バードストライク・バットストライクに関する調査」として、1 年間の鳥類の死骸探索調査を行うこととしている。死骸探索調査において貴重種の衝突事例を確認した場合、死骸を一時冷凍保存したうえで関係各所へ報告を行うとあるが、これではその後引き続き起こる可能性がある衝突事故を防ぐことができない。ツル類や希少猛禽類の渡り時期にそれらの衝突事例を確認した場合は、渡りの時期が終了するまで、それらの鳥類が衝突死したと考えられる風車およびその周辺の風車の稼働を停止したうえで、それが生じた原因を解明し、その後の保全措置を講じるべきである。 ② 飛翔状況確認調査について 貴社が作成した準備書には記載されていないが、貴社が建設した風車が運転開始した後、最低でも 2 年間はツル類および希少猛禽類の飛翔状況を調査し、風車建設後に移動経路や繁殖地利用がどのように変化したかを調査すべきである。また、もしそれらの鳥類について障壁影響を含む生息地放棄等の影響が生じている場合には、影響を発生させたと考えられると風車およびその周辺の風車の稼働を停止したうえで、それが生じた原因を解明し、その後の保全措置を講じるべきである。 ③ サシバの繁殖への影響確認について 公開された準備書では、サシバの繁殖期における行動がふせられていることから、十分に評価されているか不明であるが、「(2) 計画地周辺の自然環境および鳥類全般について」で述べたように、サシバの繁殖状況について事後調査と事前の調査結果との比較を行い、必要に応じて稼働制限等の措置を検討すべきである。	① ツル類や猛禽類の渡りが衝突した事例が確認された際には速やかに報告、原因を究明し、保全措置を検討いたします。 ② ツル類については、春季の渡りは海上での飛翔のみの確認であり、秋季は尾根上を飛翔する個体は確認されなかったため、風力発電機設置予定地上空のツル類の飛翔は確認されませんでした。障壁影響については、「公益財団法人日本野鳥の会 自然保護室,2015,風力発電が鳥類に与える影響の国内事例 Strix Vol. 31, pp. 3-30, 2015」によると、実際に渡り時に鳥類が利用する体内エネルギーの消費量を計算した結果、迂回により余計に必要なエネルギーは小さいという研究もあると記載されています。また、渡り時期については、鳥類の渡り経路上にたくさん風力発電施設が建ち、それらを順々に迂回していくことで、やがてその迂回距離が膨大になるという累積的影響が生じる場合には、深刻な問題となることが指摘されていると記載されていますが、本事業地周辺には多数の風車が存在しないことから、影響は小さいと考えております。また、サシバについては、対象事業実施区域の周囲で繁殖が確認されたものの、各風力発電機設置予定位置における年間予測衝突数は、環境省モデルでは 0.0001～0.0079 個体/年、由井モデルでは 0.002～0.0245 個体/年でした。サシバを含む希少猛禽類が特定の風力発電機設置予定位置の上空を多く飛翔することはありませんでした。以上のことから風力発電機設置による影響は小さいものと予測しております。 しかしながら、予測には不確実性を伴っていること、専門家から「事後調査についてはバードストライク調査を実施してほしい」とご意見をいただいていることから、バードストライクについては事後調査を実施し、その結果を踏まえて影響が明らかとなった際には、専門家の意見も踏まえて環境保全措置を検討いたします。 ③ サシバについては、生息地保全の観点から、公開版準備書においては営巣位置等を示していません。現地調査においては、本種の繁殖期における飛翔は主に営巣地周辺に限れること等、サシバの生息状況及び繁殖状況については把握できていると考えます。非公開版準備書においては詳細を示しており、これにより審査会等では適切に審査されるものと考えております。また、生態系の予測結果で示しているとおり、周辺にも好適な環境が広く分布していることから、営巣環境及び採餌環境は維持されることが考えられること、さらに環境保全措置を講じることにより、繁殖環境への影響は低減できると考えられることから、サシバの繁殖に与える影響は小さいものと予測しています。	

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

表 2 環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解（その他の意見）

意見書番号 (意見者所属)	意見 番号	意見	事業者の見解
10 (苓北町在住 H 氏)	27	地域貢献度として、工事に際しては地元業者を参加させていただきたい。	これまでも本事業による地域経済波及効果に関するご要望をいただいております。 風車建設工事につきましては、工事の元請けは風車建設の実績のある建設会社となる予定ですが、地元へのご協力のため、可能な限り地元企業への工事等発注について元請け企業と検討させていただきたいと思います。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○日刊新聞紙における公告

熊本日日新聞（令和 2 年 10 月 30 日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) 苓北風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 苓北風力合同会社
代表者の氏名 代表社員 株式会社レノバ 職務執行者 福真清彦
主たる事務所の所在地 熊本県天草郡苓北町都呂々字古里二二六五番地四

二、対象事業の名称 (仮称) 苓北風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大五万四千六百キロワット
三、対象事業実施区域 熊本県天草郡苓北町都呂々
四、環境影響を受ける範囲 熊本県天草郡苓北町、天草市
熊本県庁(行政棟本館一階情報プラザ)
苓北町役場 水道環境課、天草市役所
市民環境課、天草市役所 天草支所
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

五、縦覧の場所・期間

電子縦覧 https://www.renovainc.com/assessment/reihoku-amakusa_wind_EIA/
法定期間 令和二年一〇月三十日(金)から
令和二年十一月三十日(月)まで
※自主的な対応期間として令和二年十二月十四日(月)まで縦覧を実施致します。

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函頂くか、令和二年十二月十四日(月)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

住民説明会の開催日時及び場所(各回一時間三十分程度)

七、一、開催日時 十一月十四日(土)十三時〇〇分から
天草市下田北地区コミュニティセンター 体育館
(天草市天草町下田北五三四・一)

二、開催日時 十一月十五日(日)十三時〇〇分から
苓北町コミュニティセンター 体育館(苓北町体育センター)
(天草郡苓北町志岐一三三〇・一)

※新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のため中止となる可能性がございます。中止等の場合は電子縦覧のウェブページに掲載いたします。

問い合わせ先 株式会社レノバ 〒一〇四・〇〇三・一
八、東京都中央区京橋二・一・一 京橋エドグラン十八階
電話 〇三(六三三八六)三五四二(担当)平

○インターネットによる「お知らせ」

(熊本県のウェブサイト)



Foreign language
音声読み上げ









[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [暮らし・環境](#) > (仮称) 苓北風力発電事業

[もっと見る \(全4件\)](#)

(仮称) 苓北風力発電事業

最終更新日：2020年10月30日 | 環境生活部 環境保全課 TEL：096-333-2268 FAX：096-387-7612 [✉ kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp)

【(仮称) 苓北風力発電事業】

手続の状況	準備書手続き中	
手続根拠	環境影響評価法	
事業者	苓北風力合同会社 (令和2年(2020年)9月7日付けで株式会社レノバから承継)	
事業の種類	風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令別表第1の5 ル(第一種事業))	
事業の規模	発電所出力 最大54,600 kw(計画段階における想定規模)	
事業実施想定区域	熊本県天草郡苓北町、天草市	
配慮書	知事意見照会	平成29年8月10日(木曜日)
	一般意見の募集 及び公告縦覧	平成29年8月11日(金曜日)から平成29年9月11日(月曜日)まで
	現地視察及び 第1回審査会	(現地視察) 平成29年8月31日(木曜日) (第1回審査会) 平成29年9月4日(月曜日) 議事概要
	知事意見	平成29年10月26日(木曜日) 知事意見
方法書	公告縦覧	平成29年11月28日(火曜日)から平成29年12月28日(木曜日)まで
	現地視察及び 第1回審査会	(第1回審査会) 平成30年1月11日(木曜日) 議事概要
	第2回審査会	平成30年3月2日(金曜日) 議事概要
	知事意見	平成30年3月28日(水曜日) 知事意見
準備書	公告縦覧	縦覧期間：令和2年(2020年)10月30日(金曜日)から 令和2年(2020年)12月14日(月曜日)まで 縦覧場所：熊本県庁行政棟本館1階情報プラザ 天草市役所 市民環境課 天草市役所 天草市所 苓北町役場 水道環境課 電子縦覧： 株式会社レノバホームページ(外部リンク) (電子縦覧は令和2年(2020年)12月14日まで閲覧可能)
	現地視察及び 第1回審査会	-
	公聴会	-
	第2回審査会	-
	知事意見	-
評価書	公告縦覧	-

(株式会社レノバ 環境影響評価ウェブサイト)



「(仮称) 苓北風力発電事業 環境影響評価準備書」の 届出・縦覧・説明会開催について

2020年10月30日

苓北風力合同会社

代表社員 株式会社レノバ

弊社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 苓北風力発電事業 環境影響評価準備書(以下、準備書)」を本日付で経済産業大臣に届け出るとともに、熊本県知事、苓北町長、天草市長へ送付致しました。つきましては、準備書の縦覧及び説明会を以下のとおり行います。

1. 準備書の縦覧

(1) 縦覧場所(4箇所)

熊本県：熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)

苓北町：苓北町役場 水道環境課

天草市：天草市役所 市民環境課、天草支所

(2) 縦覧期間 2020年10月30日(金)～11月30日(月)

※自主的な対応期間として2020年12月14日(月)まで縦覧を実施致します。

(3) 縦覧時間 午前9時～午後5時(開所時。土曜日・日曜日・祝祭日を除きます)

2. 意見の提出

本準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧期間中に縦覧場所の苓北町役場 水道環境課、天草市役所 市民環境課、天草支所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、(2)に示す期限までに封筒等に朱書きで「意見書在中」と記載の上(3)に示す提出先まで郵送ください(当日消印有効)。

(1) 意見書の記載事項

■氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

■意見書の提出の対象である配慮書の名称

■本配慮書についての環境の保全の見地からの意見

(2) 意見書の提出期限

2020年12月14日(月)(当日消印有効)

(3) 意見書の提出先

〒100-0004 東京都中央区 京橋 2-2-1 京橋エドグラン 18F

株式会社レノバ 事業開発部

3. 準備書の公表・電子縦覧

本準備書は、以下のリンクから2020年12月14日(月)まで閲覧することが出来ます。

なお、ウェブ上での閲覧は「Internet Explorer」でのみ可能となっております。その他のウェブブラウザをご使用の場合は、電子縦覧ファイルをパソコンにダウンロードの上、「Adobe Acrobat Reader」または「Adobe Acrobat」を使用して閲覧してください。

[Adobe Acrobat Reader のダウンロードはこちら](#)

要約書

本編

表紙、目次

第1章 事業者の名称、所在地等

第2章 事業の目的及び内容

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

第10章 環境影響評価の結果

10.1.1 大気環境

10.1.2 水環境

10.1.3 風車の影

10.1.4 動物

10.1.5 植物

10.1.6 生態系

10.1.7 景観

10.1.8 人と自然との触れ合いの場

10.1.9 廃棄物等

10.2 環境保全措置

10.3 事後調査

10.4 環境影響の総合的な評価

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

意見用紙(Word)

意見用紙(PDF)

※本準備書の文章・写真・図などは、著作権の対象となっております。著作権者の許諾を得ないで、複製、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うと著作権法違反になる場合がありますので、ご注意ください。

また、ダウンロードされた準備書の記載内容は作成時点でのものであり、今後、修正等が生じ内容が変更される可能性があることにご留意下さい。

4.準備書の説明会

以下の日時に、新型コロナウイルス感染拡大防止および季節性インフルエンザ予防対策に万全を期し、行政各署のご意見を賜りながら準備書の説明会を開催致します。

また、感染拡大防止のため、会場内では以下のご協力をお願いいたします。

- ・マスクの着用、弊社配布の使い捨てスリッパの使用
- ・受付時の記名、検温、手指の消毒

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により中止等の場合は、本ページにてお知らせいたします。

■天草市

日時：2020年11月14日(土)13:00~14:30(12:30 受付開始)

場所：天草市下田北地区コミュニティセンター 体育館(天草市天草町下田北 534-1)

■苓北町

日時：2020年11月15日(日)13:00~14:30(12:30 受付開始)

場所：苓北町コミュニティセンター 体育館(苓北町体育センター)(天草郡苓北町志岐 1220-2)

5.問い合わせ先

〒100-0004 東京都中央区 京橋 2-2-1 京橋エドグラン 18F

株式会社レノバ 事業開発部

TEL 03-6386-3542

担当：平(ひら)

(土曜日・日曜日・祝祭日を除く 午前10時~午後4時)

以上

環境影響評価準備書についての意見書

住 所 （法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）	〒 ー
氏 名 （法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）	

意見書の提出の対象である準備書の名称	(仮称) 苓北風力発電事業 環境影響評価準備書
--------------------	----------------------------

〔環境の保全の見地からの御意見とその理由〕

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

- (注意) 1 ご意見は、理由を含めてできるだけ具体的に書いてください。
2 意見について記入欄が足りない場合は任意の用紙をご使用いただいても構いません。
3 提出は、意見書箱にご投函頂くか、次の送付先あてに郵送(令和2年12月14日(月)当日消印有効)してください。
- 送付先 〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン18F
株式会社レノバ (担当) 平
(電話番号: 03-6386-3542)